

こども・子育て当事者意見ボックス(令和7年8月分)

番号	ご意見	市の考え
1	遊ぶ場所と勉強する場所が大切だと考えています。遊ぶ場所は秋や春は公園、夏と冬は室内遊び場の整備と拡充が必要です。中勢グリーンパークは素晴らしい施設ですが規模の大小関係なく気軽に行ける公園や施設が欲しいです。室内施設には授乳室やおむつ替えのスペースがあると助かります。また、勉強する場所には自主的に勉強できる図書館などの場所や学校での勉強する環境の整備が必要だと考えます。環境の整備には施設の整備と働く人の環境整備が大切です。教職員の労働環境改善と日本版DBSなどの子どもへの性犯罪防止策をお願いします。	市内の公園については、これまで都市計画区域、とりわけ市街化区域においては、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保するために必要となる都市施設のひとつとして都市計画決定を行い設置しているほか、土地区画整理や住宅地造成においても良好な生活環境を形成するための公共施設として設けられてきました。本市の都市公園は令和7年4月現在で552か所あります。そのほか、これまでまちづくりのなかで様々な形でもこどもの遊べる場を各地域に設けてきているため、それらの既存の「遊べる場」を利用者にわかりやすくするための情報の発信を検討します。 屋内施設については、乳幼児が利用できる施設として、子育て支援センターが16か所、小学6年生までのこどもが遊べる施設として「げいのう わんぱく」、「津市まん中こども館」をはじめ、0歳から18歳までの児童や小さいお子さんとその保護者が利用できる児童館が6か所、そのほか、18歳未満のこどもが利用できる「たるみ子育て交流館」があり、これらの施設を通じて、地域のこどもたちが安全に楽しめる場を提供することを目指しております。現時点では児童館等を新設する計画はございませんが、いただいたご意見を参考に、遊び場の整備について、今後検討を進めていきます。 図書館などの学習スペースについては、津・久居・河芸・安濃図書館では、学習室を設けて、勉強ができる環境を整えています。また、美里・美杉を除く図書館については、学習専用室はないものの、学習スペースとしてもご利用いただける席を設けています（施設の環境上、美里図書館、美杉図書室には学習スペースを設けることができない状態です）。勉強スペースとして活用いただければと思います。 教職員の労働環境については、総勤務時間縮減に向けた取組を継続するなど、働き方改革を推進しています。日本版DBSについては、令和6年6月19日にこども性暴力防止法が成立したことを受け、現在、国が導入に向けての準備をしており、準備が整い次第運用が開始される見込みです。また、教職員に対しては、服務規律に係る研修を随時実施するなど、性犯罪防止に取り組んでいます。 【参考】津市ホームページ 「「おやこでおでかけ」親子でお出かけができる場所の紹介冊子」 https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1001000000753/index.html

こども・子育て当事者意見ボックス(令和7年8月分)

番号	ご意見	市の考え
2	保育園へのお昼寝布団持参を廃止し、コットを備え置きしてほしい。朝の忙しい時間帯にお昼寝布団を持って登園するのは負担が大きい。車ならまだしも、自転車で送迎している方もいるので早急に廃止してほしい。	お昼寝の時間は子どもたちの健やかな成長にとって大切な一方で、お昼寝用の布団の持ち運びが登園時に保護者の皆さまのご負担になっていることも理解しています。 現在、公立園では河芸こども園においてのみ、お昼寝布団の持参を廃止し、コットを配備しておりますが、これは、河芸こども園が旧上野保育園と旧上野幼稚園の2つの園舎を活用して整備した分園型のこども園であるという特殊な事情に起因しています。 また、公立園に配備する場合は各園におけるコットの収納場所(園ごとの床面積や設備容量)や継続した運用については課題もあることから、現時点では全園へ拡充する予定はございません。 また、私立園に関しましても、それぞれの園の施設状況や保育理念に基づき午睡の環境を整えておりますので、コットを備えている園とご自宅からお昼寝布団を持参していただく園が併存している状況です。
3	交通安全対策をしっかりとしてほしいです。三重大の幼稚園の駐車場と三重大の使わなくなった住宅駐車場の間のフェンスあたりに背に高い草が多く、向かってくる車や歩行者が見えません。三重県や三重大学が、草刈りをしないなら、カーブミラーを設置してください。三重大関係の歩行者も多いと思います。車体の低い車がスピードを出して浅い曲がり方で走ってくることも多く危険です。市民、児童の命や健康は、カーブミラーの費用より重いと思います。よろしくお願いします。	道路の見通しの支障となる草については、民有地に生えている草だと思われるため、土地所有者に対して、このようなご意見があったことをお伝えしました。9月に入って現状を確認したところ、住宅地内の除草もされており、見通しの支障となるものはございませんでした。